

日本結核病学会中国四国支部会則

(名 称)

第 1 条 本支部は、日本結核病学会中国四国支部という。

(事務所)

第 2 条 事務所は支部長の所属する機関内におく。

(目 的)

第 3 条 本支部は、日本結核病学会会則の地区的運営を図る事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本支部は、その目的達成のため次の事業を行う。

1. 集会を開催すること。
2. 会員相互の連絡及び親睦を図ること。
3. その他本会の目的達成に必要な活動を行うこと。

(会 員)

第 5 条 会員は日本結核病学会会員で中国四国地方在住のものとする。

(役員等)

第 6 条 本支部に次の役員をおく。

支 部 長 1 名

会 長 1 名

幹 事 若干名

監 事 2 名

2. 役員の任期は、支部長 2 年、会長 1 年、幹事、監事は 4 年とする。

但し再任を妨げない。

3. 支部長は支部を統轄する。

支部長に事故あるときは本部理事の中から互選した支部長代理がその職務を代行する。

4. 会長は、支部学会総会開催地の幹事の中から、幹事会の承認を得て決定し、学会の運営に当たる。

5. 幹事は幹事会の推薦によって支部長が委嘱する。ただし、本部の代議員に属するものは本支部の幹事とする。

幹事は幹事会を組織し、本支部の会務を執行する。

支部長は幹事とする。

6. 監事は会員中より幹事会の推薦により支部長が委嘱し、本支部の会計及び会務を監査する。
7. 当初の本支部会幹事は、これ迄の本支部理事、評議員を充てる。

但し、連続して3年以上出席しない幹事はその資格を失うものとする。

(集会等)

第7条 本支部の集会は、総会、学会、研究会、幹事会、世話人会とする。

2. 総会は毎年1回開催し、役員の変更、会計及び事業の報告をするものとする。
3. 学会と研究会は毎年1回開催し、学術及びその応用に関する研究発表を行うものとする。
4. 幹事会と世話人会は必要に応じて支部長が召集し、議長には支部長があたる。

(議決)

第8条 議決の方法は多数決による。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部名誉会員)

第9条 本支部に別に定める細則により推薦された支部名誉会員をおくことができる。

(運営費)

第10条 本支部の運営費は、日本結核病学会からの交付金及び寄付金をもってあてる。

(会則の改正)

第11条 本会則は、総会の決議を経なければ変更することができない。

附則

本会則は、昭和45年10月1日から施行する。

本会則施行の時に会長であるものは支部長に、幹事であるものは理事、常任理事であるものは常任理事にそれぞれ就任するものとし、任期は昭和45年の総会の時までとする。

本会則は、昭和63年11月27日から施行する。

本会則は、平成18年2月25日から施行する。

本会則は、平成19年1月27日から施行する。

本会則は、平成26年2月15日から施行する。

日本結核病学会中国四国支部名誉会員選考内規

1. 日本結核病学会中国四国支部名誉会員の候補者の資格およびその選出方法を次のように定める。
 - (1) 候補者の資格
候補者として推薦を受ける者は、65歳以上で、長年にわたり結核病学の臨床、研究または教育に従事し、かつ本支部の運営にいちじるしく貢献した支部会員とする。
 - (2) 推薦方法
候補者の推薦は、支部幹事3名以上の連名推薦によって成立する。
2. 支部名誉会員は、本支部幹事会の議決を経て、総会の賛同を得た上、支部長が推挙する。
3. 本支部に属する本部名誉会員は、支部名誉会員とする。

日本結核病学会中国四国支部世話人選考内規

1. 日本結核病学会中国四国支部世話人の資格および選出方法を次のように定める。
 - (1) 現在任期中の本部代議員ならびに支部長を務めた事がある者、ならびに平成元年(第40回)以降の支部総会総会長を務めた者ならびに次期および次次期支部総会会長を務める支部会員とする。